

京都市情報公開審査会答申第86号の概要

答申年月日	平成21年1月23日
請求内容	教育長日程表
所管課	教育委員会総務部総務課
所管課の決定	不存在による非公開決定
所管課の主張	<p>1 本件公文書は、平成18年度当初に保存の必要がないと認めため、既に廃棄済みで存在していなかったため、不存在による非公開決定処分を行った。</p> <p>2 旅行命令簿や休暇簿等とは異なり、単に職務上の予定を記載した決定行為を伴わない文書に過ぎず、文書管理規則別表区分5第4号の「職員の服務に関するもの」には該当せず、また、同規則別表区分1から5までのいずれにも該当しない。</p>
不服申立人の主張	<p>1 行政等の情報を知る権利は、憲法上の当然の権利として保障され、条例はこれの具体的制度化である。公開を拒むことは、この趣旨に反し、原則的に許されない。</p> <p>2 文書管理規則によれば、「職員の服務に関するもの」は保存期間1年となっており、かつ、「公文書の保存期間は、公文書の完結した日の属する会計年度の翌年度の4月1日から起算する。」となっている。</p> <p>3 教育長の行動記録が存在すべきであり、それが無い限り1年未満で破棄することは許されない。教育委員会の事務方のトップである教育長の行動をとどめておく重要な文書であり、最低、文書管理規則別表区分5の「1年間保存する必要があると認められるもの」に該当する。</p> <p>4 実施機関の公文書の二重管理を疑っており、もっと詳細な日程表が存在し、隠しているのではないかと考えている。</p>
審査会の判断	<p>1 実施機関から当審査会への説明内容は、以下のとおりであった。</p> <p>(1) 教育長日程表は、教育長の日程管理を担当する職員及び実施機関の職員が、予定を把握、確認するなど専ら円滑な事務調整に使用するために1箇月単位で作成しているが、逐一決定行為を行うものではない。</p> <p>(2) 教育長の服務に関するものとは、例えば旅行命令簿や休暇簿などの公文書である。したがって、教育長日程表は教育長の職務上の行動予定を記載した公文書に過ぎず、「職員の服務に関するもの」には該当しないと考えている。</p> <p>(3) また、教育長の行動結果については、教育長が出席する実施機関主催の事業概要、又は実施機関以外から教育長に対し出席を要請された出席依頼文等で確認でき、これらは組織共用文書として文書管理規則に基づく保存期間に従い管理保存されている。したがって、「月ごとに整理されたもの」という請求趣旨を満たす公文書は、この他に作成していない。</p> <p>2 当審査会としては、教育長日程表は教育長の予定表として作成され、実施機関内の円滑な事務調整に使用されていたが、実態として長期に亘り保存されていなかったこと、及び教育長の行動結果については事業ごとに管理・保存されていることを考慮すると、実施機関の当該請求に係る公文書は存在しないとの主張に、特に不合理な点は認められないと判断する。</p> <p>3 付言 教育長日程表については、教育長の職責の重要性に鑑み、市民の正当な関心事に応える観点から、適切な文書作成及び管理に努めることによって、市民に対する説明責任を果たすことが望ましい。</p>